

## 第4回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年6月7日(火)午後1時30分から午後4時20分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室(5階)
- 3 出席委員 上杉英司, 大内一, 成田喜達(委員長), 濱田宗一, 半田恵子, 樋口孝司, 平野裕子, 古谷健治, 逸見良昭, 保坂栄治, 吉田邦夫
- 4 列席職員 白鳥良悦事務局長, 岩城透首席家裁調査官, 猿田一男首席書記官, 中井川英事務局次長, 阿部朋巳総務課長
- 5 議事要旨

- (1) 山形家庭裁判所長あいさつ
- (2) 新任委員等自己紹介
- (3) 基本統計表の説明

山形家庭裁判所作成の家事・少年事件基本統計表に基づき, 平成16年度の山形家庭裁判所管内の事件概況について, 少年事件を中心に説明がなされた。

- (4) ビデオ視聴

議題(テーマ)である「家庭裁判所における少年審判」についての意見交換に先立ち, 少年審判手続で行われる補導委託の実際を理解するための参考として, 盛岡家庭裁判所で作成された少年審判手続の説明ビデオ「桜の花の咲くころー少年審判手続ーある少年のファイルから」の視聴を行った。

- (5) 議題(テーマ)についての意見交換

前回に引き続いて「家庭裁判所における少年審判」を議題として, 少年の処遇のための家庭裁判所と関係機関等との連携の在り方及び補導委託の現状等とその改善策等を中心に意見交換が行われた。

### <主な意見>

- PTA活動等の経験で感じることは, 昨今の個人情報保護の動きから, 関係機関同士の情報共有の在り方が, 非常に悩ましい問題として顕在化してきてい

る。少年犯罪の防止等の観点からは、地域ぐるみでの活動が重要で、そのためには関係機関と連携を取り合っていく必要があるが、警察と学校、家庭の間で、どこまでの個人情報と伝えあってよいのかが難しい問題となってきた。

- 関係機関が個人情報を提供するについては、その機関特有の事情による限界もある。
- 家庭裁判所から学校に対して非行少年の生活状況等について照会する「学校照会」という手続があるが、ある学校から、「学校照会」を行うに当たって、学校から個人情報の提供を受けることについて保護者から了解を得ているのかと問い合わせを受けたことがある。「学校照会」については、保護者の同意等は受けていないが、法律上の根拠に基づいて行っているものであることを説明して了解してもらったが、これも昨今の個人情報の保護の動きから生じたものと言える。
- 社会全体で非行少年の立ち直り等について支援する「少年サポートチーム」が各地域で結成、活動していると説明されたが、どのような態勢で組織されているのか。
- 「少年サポートチーム」は政府の犯罪閣僚対策会議の決議に基づいて、各県単位で結成されているもので、教育委員会、警察等が中心となっている。各市町村段階でも結成され始めている。サポートチームには様々なボランティア団体等も参加している。
- 各自治体でも、少年犯罪防止の場面では様々な方策や関係機関との連絡を取っているが、具体的に問題が発生した後の場面では、個人情報保護等の制約もあって、どのように関係機関等と連携をとっていくかについては難しい問題となっている。
- 少年審判手続で補導委託の制度があることを初めて知った。生家は酒屋を営んでおり、住み込みではないものの、問題を起こした人を雇っていたと後になって母から聞いたことがあった。今になって思うと補導委託かそれに似た仕組

みの中で雇用していた人かも知れない。

- 保護観察所では、就労意欲のある保護観察対象者の就労先の確保のために、受入れ事業者を「協力雇用主」として登録する制度がある。紹介された事例はこの制度に基づく受入れを行ったものではないかと考えられる。この「協力雇用主」の制度では様々な職種の方が登録されており、ある家庭裁判所では、保護観察所に協力を依頼して、「協力雇用主」の中から新たな補導委託先を開拓した実績があると聞いている。
- 山形家庭裁判所管轄下の補導委託先に農家はあるのか。最近の農業は、営農の在り方についても、無農薬栽培をはじめとする安全、安心の確保等、消費者の側に立った様々な配慮がなされている状況にあり、農業体験の中で学べることは多い。少年委託先として適当なのではないかと考える。
- 作物農家については冬期間仕事が減少することがある。その点では、牧畜農家は通年で一定の仕事があり、北海道等では補導委託先として実績を上げている牧畜農家が多いらしい。ある補導委託先の牧畜農家では、少年が受託者との会話の中で、乳牛の末期について、乳が出なくなったら食肉用として売られていくのだということを知ってショックを受けるなど、表面的な事象だけではなく現実の暗部等にも直面する機会を得て内省が深まっていったというような事例もあったと聞いている。
- 少年事件と医療との関係で言えば、非行に走る少年には、人格障害を抱えている者が多くいるのではないかと感じている。人格障害については治療が難しいが、社会的に適合できない人間については、精神科の医師の診察を受けて、精神疾患や人格障害等の有無、治療の必要性を早期に検討することが犯罪防止等に役立つと考えている。
- 補導委託制度はよく知らなかったが、補導委託先は、少年の更生のための在野の学校というイメージを受けた。特に、身柄付補導委託は、少年と3箇月以上もの間、日常生活を共にすることになり、受入れ側には大変なエネルギーと

志が必要になると感じた。ドキュメンタリー番組の素材ともなり得るものであり、もっと社会に知らしめていく必要があるのではないかと。

- 少年院の実像を捉えたドキュメンタリー番組を見たが、以前から持っていた少年院に対するイメージとは異なっていた。刑務所のようなものと思っていたが、少年院に収容する目的の本質は更生であり、実際には学校や医療施設に近い印象を受けた。少年の更生のためには、少年の生活全般を見ながら、心の暗部を開かせて問題を解決していく一貫した手続が必要である。補導委託制度も、その存在や必要性を広く世間に知らしめていく必要があると思うし、少年を受入れたいという人も必ずいるはずである。裁判所としては、そのような人を発掘していく必要があるのではないかと。
- 更生のための勤労体験やボランティア活動を採り上げたビデオ等では、必ずと言っていいほど老人ホームがその対象となっているが、受入れ先の老人ホームの側にすれば、その受入れの準備が大変であり、1日、2日程度の体験であれば却って業務に支障が出て、多大な負担を掛けることになるのではないかと。少年の更生のためと考えても、その程度の期間で本当に効果があるのかという疑問がある。
- 受入れ先の減少等、補導委託制度の将来は心許ないような印象を受ける。制度の維持は大きな課題ではないかと。家庭裁判所としても、「補導委託制度をこのようにしていきたい。」と積極的に意見を出していく必要があるのではないかと。
- 非行発生後の関係機関等との連携については、難しい側面があると思う。家庭裁判所として、処遇のため様々な機関との連携を図っている実情は説明を聞いてよく分かった。今後も、個人情報保護の観点等からも十分な調整を行った上で、効果的な処遇の在り方を模索していく必要があると思う。

#### (6) 改正少年法の運用状況等について

平成13年4月1日施行の改正少年法の運用状況、今後予定されている同法律の改正作業等の情勢について、家庭裁判所から説明を行った。

(7) 次回の予定

「児童虐待について」を議題として意見交換を行うこととした。

(8) 次回予定期日

平成18年1月25日(水)